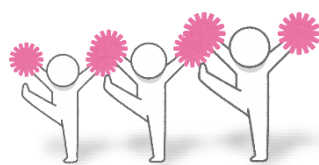


令和6年度 稲美町

募集期間

令和6年
4月1日(月)～
5月7日(火)
まで



まちづくり活動 サポート補助金

～地域やまちを元気にする魅力あるまちづくり活動をサポートします！～

【対象団体】

地域やまちを元気にする自発的な活動に取り組む住民団体等(町内外は問いません)で、次の(1)～(5)の要件にすべて該当していることが必要です。

- (1) 事業の実施及び運営から実績報告まで責任を持って履行できる体制であること。
- (2) 国、地方公共団体等から他の制度で補助、助成又は委託を受けていないこと。
※自治会組織、子ども会、社会福祉協議会のボランティア連絡会登録団体等は対象となりません。
※産業課の「稲美町にぎわい創出事業補助金」との併用はできません。
- (3) 単一の団体からの収入が総収入の2分の1を超えないこと。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としていないこと。
- (5) 暴力団または暴力団員等が関与しないこと。

【対象事業】

次の(1)～(4)の要件にすべて該当していることが必要です。

- (1) まちづくり活動に貢献する公益的な事業(分野は問いません)
- (2) 新規に取り組む事業又は既に行っている事業を充実若しくは発展させる事業
- (3) 事業費総額 10 万円以上の事業
- (4) 次の①～⑥のいずれにも該当しない事業
 - ① 活動の効果が町外のみで生じる事業
 - ② 対象者を特定の地域等に限定して実施する事業
 - ③ 団体の利益、残余財産等を構成員に分配する事業
 - ④ 個人の趣味的な活動や共益的・互助的な事業
 - ⑤ 公序良俗に反する等、補助の対象として適当でないと認められる事業
 - ⑥ その他、町長が適当でないと認めた事業



【補助金額】

- ・ 1事業につき **10万円**を限度とする。

※同じ団体への補助金の交付は、産業課の「稲美町にぎわい創出事業補助金と合わせて、3回を限度とし、1年度に1事業とします。

また、団体の構成員のうち3分の1以上が同じ団体は、同一団体とみなします。

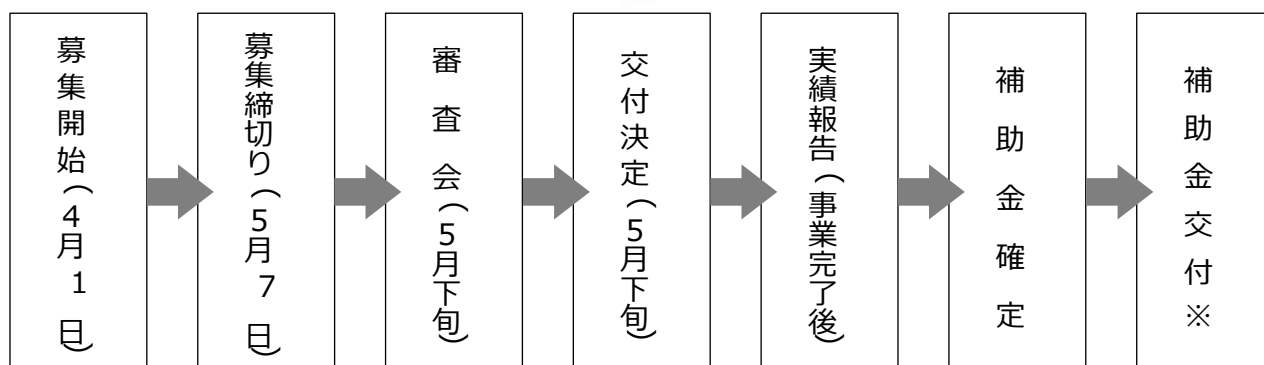
【補助対象経費】

| 区 分 | 主な補助対象経費の例 |
|-----------|---|
| 報 償 費 | 事業に係る外部講師への謝礼や交通費等 ※スタッフ等の人件費は対象外 |
| 消 耗 品 費 | 事業に係る物品(事務用品、資料作成のためのコピー用紙などの消耗品)の購入費 |
| 食 糧 費 | 料理教室・イベントで行う炊き出しに使用する食材料費や最低限必要と認められる 会議・打合せ等のお茶代 ※飲食を伴う食糧費は対象外 |
| 印 刷 製 本 費 | チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷製本費 |
| 通 信 運 搬 費 | 事業に係る切手代、郵送料 |
| 保 険 料 | 事業に係るイベント保険の掛金、ボランティア保険の掛金等 |
| 委 託 料 | 事業に係る警備・会場設営費等の専門的業務の委託費用 |
| 使用料・賃借料 | 事業及びその打合せに係る会場使用料、事業に係る機器使用料(機器の燃料費を含む)等 |
| 備 品 購 入 費 | 事業に必要不可欠と認められる備品の購入費 (償却期間がおおむね5年以上の物品、1円未満の端数は切り捨て) ※補助対象経費合計の1/2以内、5万円を限度 |
| そ の 他 | 事業の実施に必要であると町長が認めたもの |

(注)

1. 対象団体が事業を実施するために必要となる経費に対して補助金を交付します。
2. 対象団体の維持経費や運営経費、領収書がないなど使途が不明なもの又は、電話代やインターネット使用料など、事業に使用したと明確にできないものについては、補助対象外となります。

【年間スケジュール】



※事業開始前に概算払いにより補助金を受けることもできます。

【審査基準】

補助金交付の適否を審査する審査会での審査基準は、次のとおりです。

| 項目審査のポイント | |
|-----------|--|
| 公益性 | (1)不特定多数のものの利益を増進する事業であるか。 (2)住民のニーズに合致した事業であるか。 (3)より多くの住民が関心を持ち、参加できるよう工夫された事業であるか。 |
| 実現性 | (1)団体の能力や規模等に適した事業内容であるか。 (2)事業内容や実施方法が具体的に考えられているか。 (3)事業完了まで責任を持って実施できる体制であるか。 |
| 発展性 | (1)事業の実施により、他の分野にも波及効果が期待できるか。 (2)補助終了後も自主・自立的に活動する体制であるか。 (3)事業実施に伴い、団体の更なる発展が期待できるか。 |
| 妥当性 | (1)期待される効果と費用の積算が妥当であるか。 (2)行政のみに依存した事業ではなく、財源確保に努力が見受けられるか。 |
| 独創性 | (1)独自の視点で事業が計画されているか。 (2)住民団体の特性を活かした発想やアイデアを取り入れた事業であるか。 (3)他の団体に先駆けた事業であるか。 |



【問合せ先】

稲美町役場 企画課 政策・デジタル推進係

電話 079-492-9130

FAX 079-492-5162